

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和5年9月15日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 令和5年9月15日（金曜日） 午後1時30分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第131号議案	「質疑・討論・採決」
第132号議案	「質疑・討論・採決」
第133号議案	「質疑・討論・採決」
第134号議案	「質疑・討論・採決」
第135号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄  
委員 カーランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也  
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美  
山田辰也 村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰  
議長 長田共永

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘  
書記 山本弘美、請井悠人、高橋加奈

開 会 午後1時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、9月13日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案のうち、第131号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第7号）から第135号議案 令和5年度新城市海老財産区特別会計補正予算（第1号）までの5議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭にお願いをいたします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いをいたします。

第131号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより、歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第131号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第7号）について、通告順に従って質疑をさせていただきます。

まず、歳入16款1項6目商工費国庫負担金、地域一体型ガストロノミーツーリズム推進実証事業負担金、13ページになります。

1,980万円の減額理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この事業につきましては、観光庁から、地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業として公募があったため、申請をいたしております。

公募期間が、令和5年4月21日から令和5年5月12日であり、採択決定後に早急に委託発注を行いたく6月定例会で補正予算をお認めいただいております。しかし、採択結果が

令和5年6月23日に発表され、不採択であったため今回減額補正要求させていただくこととなりました。

来年度以降につきましては、事業採択結果をいただいてからの予算要求に努めたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 6月議会でこの予算通したと思うんですが、それで採択をされなかったということで今回減額だということで、理解をいたしました。こういう事業をやろうとしたときには、国や県等で調整した上で大丈夫だと、大体採用できるというところで予算上げをしてるのではないかと議員の立場では思っておるんですが、そうした状況になかったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちらの事業につきましては、全部で13事業が採択をされております。申込みが正確な数字は教えていただけなかったんですけども、4倍から5倍ほどあったということで、その点で確定というまではなく申請をさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 申込みが4倍から5倍ということで、じゃあ、こうした事業というのは、採用されるか分からないけれども、市議会には予算を上げていくということでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 先ほども申し上げさせていただきましたけれども、来年度以降につきましては、事業採択結果をいただいてからの予算要求に努めたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう不確実な状況の中で予算だけ上げて、結局今回みたいに不採用だから減額しますというところだと、こちら

側も、審議するにはあの審議何だったんだと今なっている状況だと思うんですね。

ですから、やはりちゃんと確実だということと、ここで予算を出していただかないと、私たちの審議する時間ももったいないですし、もちろん当局の皆さんも、非常に労力を使つての予算上げの計算とか、論点を計上しとるといふことだと思ひます。ですから、こうやつて採用しなかつたからもうやめますという話ではないと思ひますよ。本当にそういった労力あれば、ほかのところに向ければよかつたのではないかなという認識を持つわけです。

これは、ちゃんと国か県かあれですけど、国からいいよという公募の結果が分かつた後に予算上げということはできるということではないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今後、採択結果をいただけてからそうさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、採択結果が出てから予算上げをお願いしたいと思います。結果と反省を踏まえて、次回はこういうことのないようにお願いします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

次に、歳入20款繰入金の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入ります。

20款1項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金、17ページになります。

1億968万7千円の内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 本補正予算に計上させていただいております6月の災害対応分の10事業、歳出11款の災害復旧費でありますとか、廃棄物収集運搬事業、鬼久保ふれあい広場管理事業等の一般財源分が1億5,856万6千円であり、その財源として財政調整基金を計上させていただいております。

なお、5月臨時会の補正予算(第2号)及び6月定例会の補正予算(第3号)において、財源調整として繰入れをしました4,887万9千円分を差し引きし、計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入20款繰入金の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出2款よろしくお願いします。

2款1項9目企画費、鳳来総合支所周辺整備事業、23ページであります。

旧鳳来総合支所内にある残置物処理手数料等とのことでありますが、その内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 残置物処理手数料等の内容につきまして、説明させていただきます。

主に、旧鳳来総合支所、それから開発センター、旧総合庁舎等の椅子、それから会議用の机、カウンター、ソファ、ガラスケース、陳列棚でございます、等を処分するために必要となる手数料でございます。

それから、もう1個の委託料でございます

が、旧鳳来総合支所等の敷地に係る土地の合筆と分筆等に係ります委託料となります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解いたしました。

基本的に、今回のこの予算計上で全ての残置物の処分が終わる。そして、委託料は土地の分筆ということで、その後、まだ何かやられることがあるのか、この2点お願いします。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 まず、残置物につきましては、委員お見込みのとおり、この残置物処分することで全て中身、残置物としては吐き出すということでございます。

2点目の委託料の分筆、合筆につきましては、なんですけれども、あそこの旧鳳来総合支所等の跡地につきましては、昨年度答申をいただきまして、今後、生鮮食料品等を扱うスーパー等を誘致してほしいとそういった強い意見をいただいております。

そういった関係で、これから更地にしてきれいになった暁には、その土地を誘致するために売却等していくと。そういったところで底地の部分をちょっときれいにしなくてはいけないということもありまして、今回上げさせていただきますいております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ということは、この後またその整地等の費用はかかるという理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 長坂鳳来地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 そうですね。お見込みのとおり、整地に係る部分についてはかかってまいります。そちら本体の解体と合わせてという形にはなるかと思っておりますけれども、予算が審議いただいて、つけば、解体にまた入っていきたくて考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終

わりました。

2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 2款1項7目財産管理費、普通財産管理事業、資料21ページであります。

ここで、支障木を撤去するというものでありましたが、その支障木の場所であるとか、樹種、本数、その支障の状況について、1点目。

そして、2点目として、ここまでになった管理の状況についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 1点目の支障木の立木の場所につきましては、新城市杉山字荒井51番1です。具体的には、国道151号荒井交差点の北東約120メートルに位置し、市道荒井11号線に近接した周囲に民家が3軒ある雑種地です。

樹種・本数につきましては、クヌギが1本、カシが1本、ヒノキが5本、その他灌木類が複数本です。

支障の状況につきましては、ナラ枯れや風水害による倒木や、枝が枯れて折れた場合、市道や近隣民家への被害等を及ぼすおそれがある木が立っている状況です。

木の高さは25メートルから30メートル程度です。

2点目の支障となるまでの管理の状況ですが、森林整備の位置づけはなく、住民及び地区等からの指摘・要望等があれば対応するケースとなる土地・立木であり、日常的な管理は行っておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま木の種類を確認させていただきましたと、クヌギであるとかカシであるとかという木であって、樹高が25メートルから30メートルあるということでもあります。これが比較的本数の割には、今までの、例えばどこどこ小学校、中学校の高い木を切るよというときの金額と比較をして、今般非

常に安いと理解します。今までの公共施設の中に入っている支障木を切る場合とかなり違うんですが、その点はどういった見積りをされてきているのかな、当然片づけまでということだと思えるんですが、その点は他のものとの比較というのはされたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 作業費、工事費の内容につきましてですが、まず、伐採した木の処分なんですけれども、現地集積、切捨間伐でありまして、その切った木をある程度の長さにもたせ、現地に集積するという現地集積を行います。これによって、外に搬出する経費が抑えられます。

それから、木の伐採ですけれども、樹高が25メートルから30メートルありますが、機械を利用するのではなく、人力で上の方から処理していく作業方法が取れるということで、そちらのほうも機械を入れないうえに値段が安くなっておると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 続けて、参ります。

2款1項9目企画費、鳳来総合支所周辺整備事業であります。これについて佐宗委員からなる質疑があり、将来のことについても確認が取れましたので取下げをさせていただきます。

次に、2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、資料23ページであります。

(1)として、委託料一般分の詳細。

それから、これちょっと回りくどい書き方なんですけど、委託業者は、令和5年3月末で決算が確定しているはずであります。そこを、本市に対して、会社は経理上、普通は新城市に対してのということで未収金に計上されると思います、決算を組むに。そして、我々地方公共団体は、出納閉鎖期間というのを持っておりますので、5月末をもって完全に当該年度の会計を閉めていくという手法でありま

すが、なぜ出納閉鎖期間内であるときに経理処理ができなかったのか、この点の確認をさせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 それでは、2点順次お答えさせていただきます。

まず、1番目の委託料一般分の詳細につきましてですが、高速乗合バス山の湊号の令和4年度地域間幹線系統補助金は、当初見込額1,844万4千円に対しまして、交付額が1,279万3,000円であり、その差額分については令和5年度内、今年度内に精算することになっており、その差額612万7千円を計上いたしました。

2点目、バスの補助制度につきましては、10月から9月といういわゆるバス年度による処理を行っております。したがって、地域間幹線系統補助金の額が確定となるのは9月末をもってということになりますので、精算は翌年度での処理となります。

これまででも会計年度とバス年度の違いによる課題はございましたが、地域公共交通活性化再生法の改正に伴う地域公共交通計画と国の補助制度の連動化への対応といたしまして、山の湊号につきましては、令和5年4月から半年間の契約を行い、令和5年10月から翌年9月末までのバス年度に合わせた契約とすることを予定しております。

そのために、今回は国の補助金交付決定額に基づく予算を確保し、9月末での精算をスムーズに行うとともに、地域公共交通活性化再生法に対応していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地域幹線のお金がいただけるということで、この部分は当然、委託業者さんにそのまま取得をされるので、その分をということであつたわけだけど差額が出たから補填をしたと、こういうことですね。

それで、バス年度というのが10月から9月で、これは令和4年度分の部分を令和5年度

で払ったという。それで、令和3年10月から令和4年9月までの地域幹線に関わるもくろみした金額が1,800万円余であったのが1,200万円ということであったので、その差額だよということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 この契約につきましては、令和2年から令和5年3月までの3か年で行っております。これがバス年度と半年ずれておるということで、補助金自体が半年ずれてる形になります。ですので、令和5年度の上半期分は除いた形、令和4年度分の補助金額で計算しております。

この計算につきましては、地域間幹線自体の計算の根拠となる実績が令和2年度の実績を用いておりますので、当初契約時点でこの金額だという補助金の見込み額が、要は、令和2年度の実績、ちょうどコロナのおかげで補助金自体が大分少なかったということで、今回差額が発生したと、そういった具合でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、23ページです。

新城名古屋藤が丘線運行委託料の精算とのことだが、621万7千円の内容を伺うということではありますが、今、山口委員の質疑で大体分かりましたので、再質疑をさせていただきたいと思っております。

こちらの差額分ということではありますが、見込み金額の差額ということでもあります。この内容というのは、要は運行費の赤字補填分という意味合いで考えればいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 お答えします。

運賃収入の予定額の赤という形ではなくて、もともと予定しておった国、県の補助金、こ

ちらの分の差額となります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、事業そのものの運行費の中での国、県の補助金が少なくて、その分を補填するという理解でいいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 いわゆる国、県の補助金分の精算でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 国、県ということ。それとは別にまた赤字の部分、あと25人以上乗らないと赤になるというところだったと思うんですが、そこのほうはまた別で、決算とかそういうところで今後分かってくるという意味合いの理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 貝崎公共交通対策課長。

○貝崎禎重公共交通対策課長 令和4年度の決算につきましては、決算の中でお示しいたします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出4款をお願いします。

4款1項11目墓園費、墓園管理事業、37ページであります。

鴨ヶ谷墓園の区画増設工事費とのことですが、その内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 鴨ヶ谷墓園の区画増設工事の内容につきましては、現在の墓地の下側に新たに6区画を増設するものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 現在の下側の6区画ということなんですが、北ですか、下ですね。

あそこ、今あるところの下というと、道路沿いの三角の狭いところなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 そのとおりになります。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 あそこに6区画というと、かなり1区画が狭いような気がするんですが、現在、区画できちんと全部埋まってると思うんですが、上側の1区画と比較して面積的には違いはあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 1区画2.1平米の区画を6区画設けるもので、現在ある墓園の中にも2.1平米の区画が存在しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 今、イメージできる場所が、三角の道路沿いのところを、要するに今、舗装がしてない土の部分ですね、水受けがある下の。それから、上の整理してある区画の下のあの三角だと思うんですが、その三角内で6区画ができるということですか。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 そのとおりでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。

そうすると、基本的にこれで補正が打たれましたので、この後のスケジュールというものはある程度決まってるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 今年度内に区画整備工事を行いまして、整備工事完了後に募集をかけていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま佐宗委員の質疑の中で確認ができましたが、ここで通告してありますように、工事費の詳細、今お話いただきましたように2.1平米の6区画ということでもありますので、基数は分かったんですが、その詳細、どういった工事が、どうなってどうなるかということです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、2点目からでいいですね、分かりました。

浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 工事請負費129万6千円の詳細につきましては、準備工で伐採抜根処理、敷地整備工で区画整備、防護柵の設置、看板設置等を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。

そこで、それぞれ費用分かったわけですが、2.1平米ですよ、1区画が。2.1平米といいますと、1メートル四方でも、1メートル掛ける2メートルで大体2平米なんですが、あそこのお墓を見ますと、石塔は30センチのものはないですが、普通8寸角を入れれば、その下の段をスリンというんですが、それを入れて、台座を入れて、納骨をするとこまで入れると、あと花つぼ、例えば、今の時代は墓誌というのを立ちますので、それをつけるとお墓の面積がないと思うんだけど。それで、あと、これに関係する方がお買い求めいただいたときに、すごく狭いよねと言われることは想定していないのか、そうなったら2つ合わせて売ってしまうよという単純な計算なのか、その辺だけお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 今、空地になっている場所自体が、非常に狭い面積でございます。



すので、できるだけ多くの区画数を設けよう  
と考えまして、そこで、最大限できる区画が  
6区画ということで、規則では1世帯当たり  
1区画となっておりますので、こちらの区画  
で整備していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 例えば、できたとします。  
墓地を希望する方が見えまして。すごく狭い  
ですよねと言われたときに、はい、そうですね  
と言ってそのままにしてしまうのか。じゃあ、  
2区画お求めいただければ1区画、例えば  
幾らなんですけど、2区画ですとまとめてで  
すので若干値引きをしてやりますよというよ  
うなそういう考えはお持ちなのかどうなのか。

もう一度言いますよ、石塔を立つというこ  
とは、かなり広いんですね、正面に向かって。  
でも、2平米というのは分かりますね、どの  
ぐらいの間口と奥行きがあるかということ、  
からいくと、無理じゃないのかな。

例えば、お墓に向かってお水をあげている  
その御親族の方がお線香をたくスペースもあ  
まりないんです、そうなると。それから、こ  
れ専門用語で申し訳ないんですが、お墓の石  
を墓誌といいますけど、墓誌に戒名を刻んでい  
くと、実は、一度、寺院さんに性を抜いてい  
ただく。そして、名前を入れる。そして再度、  
性を入れないと、お墓としておまつりができ  
ないというのが法僧界のルールでありますの  
で、それを防ぐために今は墓誌というものを  
つけます。墓誌をつければそういった手はず  
は要らないんです。ですが、2平米の間口が  
1.5メートルあるかないかのものでやった場  
合に、墓誌ができないんですが、そういった  
注文には応えられるということでもよろしいん  
でしょうか。

そして、ここ近くのお寺さんが管理をされ  
ておりますので、そこも相談をされた結果な  
のか。造ってから、後からもう一度2区画を  
1区画にするから、1区画分の30万円ずつか  
かって60万円で、120万円要りますがどうで

すかということでは困るので、これ聞いてる  
んです。

○丸山隆弘委員長 浅井環境政策課長。

○浅井直樹環境政策課長 今回の区画増設工  
事にあたりましては、さきに甘泉寺の住職と  
も相談した結果、このような区画と決めてお  
ります。

現在も2.1平米の区画が現在の墓園にもあ  
りますので、そういった形で、できるだけ今、  
限りある面積の中で多くの区画数を造りたい  
ということで整備しようとするものになりま  
すので、現在のところ1世帯1区画というの  
が規則になっておりますので、またちょっと  
実際、現在のところはそのような予定でおり  
ますので、またその辺の事情とかそういった  
墓地を募集するときに聞取りなどさせていた  
だくんですけども、現在のところ、なるべく  
限りある面積の中で、なるべく多くの区画数  
を設けたいということで、6区画を整備して  
いきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終  
わりました。

3番目の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは、4款2項3目ク  
リーンセンター費、グリーンセンター整備事  
業、39ページでございます。

事業内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 お答えいたしま  
す。

事業内容につきましては、グリーンセンタ  
ーに設置してあります可燃性粗大ごみを細か  
く切断する切断機において、昨年度末から畳  
や布団などが完全に切断できずに、一部つな  
がったままとなる状況が度々発生し、再切断  
や手作業による切断を行うなど焼却業務に支  
障が生じていることから、刃の取替工事を行  
うものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 内容を伺いました。ある程度理解はできたんですけども、再質疑をさせていただきます。

今、お答えの中にもあったかもしれませんが、実際、可燃性の粗大ごみ、具体的にどんなようなごみなのか、分かる範囲で教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 量として多いものは、布団や毛布、シーツなどの寝具類です。次いで、じゅうたんやカーペットやマットなどの敷物類。そのほかは、畳や庭木の剪定枝、それから直径5センチ長さ180センチ程度の木材とか、よしずなどでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 具体的な粗大ごみ、教えてくださいました。

お答え聞いておりますと、結構大きなものだなということを連想するんですけども、今回切断に使う刃の取替えをされるということなんですが、一番直近、刃の取替えをされたのはいつ頃だったか、もし分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 前は、平成22年度に交換を行っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。平成22年が前回ということで、10年以上経過をされたということでありますけれども。

裁断機の刃なんですけども、これ取替えサイクルが決まっておって取替えをしておられるのか、その都度傷んだたんびに取替えの作業をされるのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 耐用年数につきましては使用の状況とか、切断するものによって変わるため、何年ということは一概に言

えませんが、前回の平成22年度の取替え状況、それから、今回の不具合からするとおおむね耐用年数10年ほどと思われます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 よく分かりました。ということなので、交換のサイクルが決まっておって交換するというのではなくて、不具合が生じた都度、刃の取替えをされるということで理解をさせていただきます。

それと、この可燃性粗大ごみの切断機なんですけども、今、クリーンセンターのほうで持っておられる台数、教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 切断機につきましては、クリーンセンターの施設に1台設置してございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 1台の裁断機をということで理解をしました。

刃の取替えをされるのに工事が必要になってくると思うんですけども、その工事にかかる期間というか時間、どのぐらいで、もうすぐ替わるようなものではないと思うんですけども、結構10日とか1週間とかそういう時間がかかると思いますが、その辺分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 現地の工事については、3日間ほどで替わるということで確認はしております。そのうち、全く使えないのが3日間のうち1日あるということで、ごみ処理には影響がないものと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お願い申し上げます。

6款2項1目農業土木費、緊急改修事業、43ページでお願いします。

分筆登記業務委託の増（大宮）とありますが、その原因についてお願いしたい。

それから、2点目、原材料費の増の詳細について、お伺いをします。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 分筆登記業務委託の増につきましては、県営ほ場整備事業大宮牛倉工区の大宮地内におきまして、事業により築造された農業用道路の排水及び事業により排水先水路がなくなりました事業区域内宅地の排水が、湿田解消のため事業により個人の水田内に築造された水路に接続されておるという状況の箇所がございます。

これらの排水先が永続的に確保できるよう市で管理をするため、当該水路とその用地を寄附いただくこととし、分筆登記業務に係る予算をお願いするものです。

続きまして、原材料費の増につきましては、各地区からの要望により、地元の自主施工による農業用施設の整備に対して資材の提供を行うものです。

具体的には、用排水路整備のための組立水路、フランジフリーム等、また農道舗装のためのアスファルト合材の提供を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、緊急改修事業ということであると思いますので、過日の6月2日の豪雨を受けての緊急対応なのか、それ以前の案件なのか、確認します。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 これらの案件につきましては、6月2日、3日の豪雨によるものではございません。それ以前から要望等いただいていた案件でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 6月2日ではないということが確認できました。

そこで、以前から要望を受けていたということでありました。それを、分筆登記料が増えたよということではありますが、以前から受けていれば、そこに介在する施設が民地に入り込んでみえるというようなことも確認ができていたわけだと思いますが、それが急遽、緊急事業ですのでやらなくてはいけないと理解をするんですが、以前から出ていれば、それは地権者の方とお話をして、いかがなものですか。今回、地権者の方が寄附という行為を取ってくれたものですから、まだまだなんですが、これが今まで使っていたんだから、買ってちょうだいよ、使用料くださいよということではなかっただけ救われる部分ではありますが、寄附という行為を取っていただいたことでは大変ありがたいわけではありますが、これももう少し事業年度、当初予算の中でこれが見込めなかったのかどうか、その点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 この要望につきましては、過年度からの要望、お話はいただいております。

その後、その寄附等の調整に時間を要しまして、こと自体は早めに対応すべきということで、そういった調整ができた時点ということで今回の要求をさせていただいたものです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解しました。

唐突に、地権者の方が新城市に御寄附して、地域の方で有効に使ってくださいよということではないということが確認できましたので、

よろしいかと思ます。

そして、2点目の原材料費、いろいろあったわけではありますが、これ346万4千円ということではありますが、稲木、片山、野田、杉山、豊島というところに原材料を供給してるわけではありますが、これ増額の前は幾らであり、なぜ増額に至ったのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 今回の増額については、当初予算をお願いした後に各地区から要望いただいたものでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 例えば、アスコンなんかだと、輸入品を使わなくてはいけないという部分もあって、いろんな油種が値上がりするそのものに加えて、一緒に当初の契約単価から上がったということではないという理解でよろしいんですね。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 そのとおりです。新たな内容としていただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 6款1項3目農業振興費、燃油価格高騰対策支援事業、41ページになります。

お茶の栽培農家さんの現状と支援事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 茶栽培農家の現状でございますが、世界的なエネルギー価格の上昇に加えまして、ロシアのウクライナ侵攻等の影響により肥料や燃油価格の高騰が続いております。

お茶栽培並びに荒茶製造におきまして、燃料油である重油の高騰が生産コスト高の主な原因となっていることから、A重油の購入費に対しまして、基準価格を超過した分の2分

の1を上限に支援し、本市における茶生産基盤の維持を図るものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。世界的な重油の価格高騰だとかウクライナ戦争の状況の物価高ということで分かりましたが。

茶栽培農家さんへの重油の半分程度を支援するというので、いいことなんではないかなと思うんですが、やっぱりこの現状というのは、どういった状況なのかというのを、もうちょっと分かったら教えてほしいんですけど、お茶の栽培農家さんがどういうふうな状況で、機械でどのぐらい重油を使うものなのかとか、あとはお茶の栽培に対するどういう壊滅的なのか、大変な苦勞をされてるのかとか、そういったリサーチがあれば、状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 お茶栽培の現状を先ほど簡単に申し上げたんですが、先ほど申したように、燃油価格が高止まりという状況が続いておりまして、新型コロナウイルスの拡大以降、生産コストが増加をしていると。それをお茶の販売価格には反映できていないという状況でございます。

J Aの部会にも問い合わせましたが、やっぱり経営状況が苦しい中でも、何とか耕作放棄地にならないように今、皆さん頑張っているということでありまして、1つ、販売先の1つであります香典返しにつきまして、コロナ以降、コロナが終わっても、まだ家族葬とかが多いもんですから、なかなか在庫がはけていかないといった状況もございまして、ついては、単価を下げなければならないといったことも伺っております。

どのぐらい重油を使うかということですが、昨年ちょっとこれ同じ補助をお願いしておりまして、昨年ですと3万5,000リッターぐらいの量について補助をさせていただいております。昨年、全部で15件

について、そのぐらいの量を補助させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況が分かりました。

あとは、15件ということですが、市内のお茶屋さんの農家で大体このぐらいの件数ということで網羅されているというか、この支援を使ってるというような状況なのか、割合等分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 昨年、今、11組合農家から補助の申請をいただいておりますが、一応こちらの算定としましては、13件を対象としております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。お茶屋さんの支援ということで理解いたしました。

次の質疑に入ります。

6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業、41ページです。

こちらは、畜産農家の現状と支援事業の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 畜産農家の現状といたしましては、資材高騰などにより経営の悪化が長引いております。

まず酪農でございますが、飼料価格の上昇、子牛販売価格の下落等によりまして経営が悪化し、和牛繁殖農家では、生産コストの上昇と枝肉相場が低迷しておりまして、その影響で肥育農家が和牛子牛導入意欲が低下しております。つきましては、取引価格の下落が続いておりまして、生産費が上がる一方で取引価格が安くなりまして、経営環境は厳しい状況となっております。

このため、経営環境悪化の一因となっております飼料価格の高騰対策として、粗飼料価格高騰分の一部に対しまして支援金を交付し

まして、畜産経営基盤の維持を図るというものでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。こちらのほうも原材料等が高騰ということでの支援が必要ということでもあります。

支援策としては一部補助をとということですが、具体的にどのぐらいの補助率だとか、どういった条件があるのかというのを、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 酪農家、畜産家、和牛繁殖農家等ございまして、具体的には、乳牛をかまえている6件に対しまして436頭、繁殖牛が26件742頭、肥育牛が6件1,683頭、ヤギが1件40頭に対しまして、それぞれ計算いたしまして、乳牛ですと半年、令和5年4月から9月までの183日どのぐらい食べるかということを計算いたしまして、その差額分の4分の1でございまして、合計が828万4,000円に対しまして補助と。それから、繁殖農家につきましては同じく計算いたしますと、593万6,000円、それから肥育農家ですと同じく336万6,000円、先ほど言った件数トータル分ですが、あとヤギにつきましては、同じく計算いたしますと12万円という価格になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

支援のほうが大體分かったんですが、やっぱりこういった飼料高騰してて、子牛の価格の下落ということで、私も以前ニュース見たときに子牛で1,000円か2,000円の取引で、本当これじゃ食べていけないというようなニュースを見たんですけど。

やっぱり、こういった状況というのは今後も続きそうなのか、今も現状厳しい状況なのか、何ていうんですかね、好転していくといった兆しがあるのかなのかというのは、今の現状はどうなのか分かったら教えてください。

い。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 このところの推移を見ますと、例えば、愛知の家畜市場の子牛価格の平均なんですけど、この7月5日の愛知東農協管内の平均価格ですと57万8,428円でしたのが、9月の市場ですと46万7,437円、10万円ぐらい価格が下がっているという状況でございます。過去の推移を見ましても、ちょっと今、下落傾向にあるのかなと。

これがすぐ好転する見込みはちょっと立てられないと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 6款1項3目農業振興費、粗飼料価格高騰対策支援事業、41ページ、今の浅尾委員の質疑でも幾つか分かったんですけど、ちょっと小出しの下落価格がちょっときついですね。話、聞いていてもそうだと思います。

さっきの説明の中で、畜産農家の現状というところも大事なんですけど、ここで私が質疑したいのは、まず一旦はやっぱり農家にもたらすインパクトはどういうものを感じていらっしゃるのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 先ほど説明が不足しております。この粗飼料価格高騰対策支援につきましては、昨年新城市で6月補正で認めていただいて9月までの補正をいただいております。その後、愛知県もこの補助をしまして、2分の1を補助するといったところがございます。その経過を見守っておったわけでございますが、なかなかこれが好転してこない。

本年も、愛知県6月補正で、また同じくこの補助について2分の1計上をしたわけでございますが、やっぱり酪農家を中心に経営状況があまり芳しくないといったところで、今

回4分の1ということで、2分の1県が補助しておりますので、さらに4分の1ですか、その2分の1の2分の1程度補助するところ、かなり畜産農家にとってはインパクトがあるのではないかと考えております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 今の御説明で確認ですけど、要するに、コロナ禍における上昇分の2分の1は県が補填してくれると。それで残った2分の1のうちの4分の1を市が補填するという認識でよろしいんですね。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 2分の1と4分の1と合わせて75%ということをお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 あと、先ほども各農家と畜産農家の種類によって大分変わってくるのかなと思ったんですけど、これ去年は、今ちょっとおっしゃられたその補正よりも前の段階では、こういうような支援は、同じような形でありました。ちょっと確認させてもらいたいですけど。

いわゆる粗飼料価格高騰の支援に対する事業で、これまでこういうような上昇分の何分の何というような形の支援というのは、これまでも、それはちょっと言い方まずいですね、そうでない支援というのはありましたか。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 粗飼料価格については、昨年市が行ったものと、9月以降県が行ったものがございまして、そのほかに、配合飼料もございまして、配合飼料の支援につきましては、県の補助金が2分の1補助がございまして、そういった状況でございます。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 要するに、今年とか酪農とかでも大分、飼育方法が違ったりとかするもんですから、例えばですけど、頭数管理、さっきちょっと言っていましたよね、何頭いて、

どれぐらいのというような計算方法があると思うんですけど、これって単純に金額ではなくて、そういったところも加味されて出されているという認識でよろしいですかね。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 ちょっと計算方法が違いまして、愛知県のほうは、粗飼料価格の高騰分の、要は輸入乾牧草を購入した部分の2分の1といった計算方法がございます。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、7款1項3目観光振興費、道の駅管理事業、45ページです。

もっくる新城急速充電器の電気代増ということですが、68万6千円が計上されているが内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 急速充電器につきましては、2015年3月に設置され、8年の加盟店契約が2023年3月で満了しております。昨年度、契約延長について協議を進める中、電気代を直接運営会社から支払われると思い、当初予算を計上しておりませんでした。

しかし、実際は市で支払いを行い、年間総額を運営会社から市へ納められるとのことでしたので、補正予算として68万6千円を計上させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

これは、自分もちょっと理解があれだったんですけど、もっくる新城が管理するものなのかと思ってたんですけど、それは、更新の

契約内容が変わって、市が管理するというものになったということなのか、そこら辺もう少し教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちらの充電器につきましては、もっくる新城の管理ではなく、株式会社e-Mobility Powerというところが充電器を設置しております。その加盟店として新城市が入っており、もっくる新城で運用させていただいていることになっております。

その契約が昨年度末で切れましたので、またその延長を今年度からさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。e-Mobility Powerの会社との契約ということで、もっくる新城ではないよということで理解をいたしました。

そうすると、また契約更新をしたということで理解をいたしまして、そのときにやっぱり今回電気代等が値上がりとかするということも含めてのこの68万6千円ということの理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 昨年度の実績も踏まえて、こちらの金額を計上させていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 昨年度の実績を踏まえてのこの金額と思いますが、その金額と、今先ほどの飼料高騰も含めてなんですけど、このウクライナ情勢だとか電気代が値上がっているという状況も、ここに加味されての68万6千円ということなのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 委員のおっしゃるとおり、加味して少し増やしております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終

わかりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

**○山田辰也委員** では、歳出7款1項3目観光振興費、スポーツツーリズム推進事業、45ページ。

489万1千円、新城ラリー中止の主な理由をお願いします。

**○丸山隆弘委員長** 横山観光課長。

**○横山和典観光課長** 新城ラリー中止の主な理由としましては、モンテカルロ・オート・スポーツ・クラブ代表からの申入書にありましたように、競技主催者が、新城市内では10キロ以上のSSの本数が少ないことや、新城総合公園内のサービススペースが不足していることから、新城総合公園での開催は限界と考え、新たな地域での開催を決断されたからになります。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山田辰也委員。

**○山田辰也委員** 新城のラリー、全国的にも有名になって、楽しみにしている市民も多かったと思います。

私が言いたいのは、反省点が必ずあると思うんですね。今、10キロ以上のコースはない、キャパシティーが不足と言ってますけど、これちゃんと新城ラリー実行委員会というのがあるものですから、この中での話合いというのはどうなったんでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 横山観光課長。

**○横山和典観光課長** ラリー支援委員会のことでよろしいでしょうかね。ラリー支援委員会ともお話をさせていただいております。

ただ、なかなかそういったコースを見つけることができませんでしたので、こういう事態になっております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山田辰也委員。

**○山田辰也委員** 私はね、楽しみにしている全国のファンまた新城市を有名にしたということで、20年ですね、もうこれ。ありがとう

ございましたというのは分かるんですが、10キロ以上のコースがない、キャパシティーが不足と、そのような簡単なことで、2023年をもって終了って、これ大分ショックだったと思うんですね、皆さんが。市の職員の方でも、ラリーの帽子も僕もらいましたし、着てる服も見ても、やっぱりそういう気持ちがあったんですよね。この20年間ということを含めた10キロ以上のコースがない、キャパシティーが不足なんて、そんな簡単なことでやってほしくなかったんですよね。

じゃあ、これどうしても止められなかった理由というのはそこだけなんですか。反省点がどうもこれだけでは納得できない方も多いと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 横山観光課長。

**○横山和典観光課長** 私どもも納得ができるものではありませんでしたので、ぜひもう一度、今年度も開催と思って慰留をいたしましたけれども、主催者側の意向が固く、このような決定になってしまっております。

**○丸山隆弘委員長** 山田辰也委員。

**○山田辰也委員** 私ね、そう思ったのは、ソーラーのことで市長が一生懸命やろうとしてるそういうところがあったにもかかわらず、こういうところで本当やってほしかったんですよね。職員の方でも、何でもう一押ししてくれなかったというのはきっとあると思うんですね。

蒲郡では、鈴木市長、うれしそうな顔してネットに載ってるんです。これ、「目指せ！日本のモンテカルロ」とか、蒲郡でラリー開催準備室までつくってるんですね。ですから、本当はこれを手放したということは、私、反省点がないと今後ほかのことやっても同じようなことになってしまうかと思って、今、質疑してるんですが。

どうしても止められなかったという反省点を考えてみても、楽しみだった市民への説明が今さらのようにネット上に載ってるだけでは



なく、やはり庁内でも反省点というのは、そういう会議されたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、再度質疑をお願いします。

○山田辰也委員 予算の中では分かるんですが、蒲郡は、こうやってラリー開催準備室をつくったと書いてあるんですね。予算の点で、この500何十万円が妥当だったというふうな考えかもしれませんが、やはりそういう点については、もう少し頑張っただけかと思ってしまうんですけど、向こう側のコースがないとかキャパシティが不足とかいうんですけど、それで補えなかったのかなと、非常に疑問な点が残ってるんですけど、その点についてちゃんと話し合いはされたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、先ほどね、担当課からも述べていらっしゃったように、納得できなかったと。そういう胸の内を答えていただいておりますが、それ以上何か改めてお聞きしたいことがあるんでしょうか、確認したいことがありましたらもうちょっと明確にしてください。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 担当者もそう言っておりますんで、じゃあ、今後、蒲郡が引き継いでいくんですが、そのことについて、もう協力的なことがもしあったら、そこだけ教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今のところまだ蒲郡から何か協力というお話もいただいておりますので、もしそういったお話がありましたら検討していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、説明員入替えのため暫時休憩をいたします。再開は2時50分とさせていただきます。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時50分

~~~~~  
○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 8款4項2目都市公園費、都市公園等管理事業、資料49ページをお願いします。

施設修繕料等の増の原因と詳細であります。これが50万円だと思いますが。

次に、委託料（共通分）の増の原因とその詳細、194万4千円。

以上、2点をお願いします。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 2点御質疑いただきましたので、順次お答えします。

施設修繕料増の原因と詳細ですけれども、施設修繕料につきましては、公園施設の修繕に対し、緊急に対応するための費用となります。

本年度においては、トイレの漏水修繕、手洗い水洗の取替え、防犯灯取替え、フェンス修繕などを既に行っており、今後の緊急的な修繕に対応するため、予算の増額をお願いするものです。

2点目の委託料（共通分）増の原因と詳細ですけれども、委託料につきましては、城北東部公園及び八名井企業団地緑地において、公園、緑地内の高木の枝が隣接道路に越境し、交通に影響を及ぼすおそれがあることから、枝の剪定を行うものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 トイレだとか水洗部分であるとか、防犯灯等は、既にやっているけれども、今、少しやる必要がある、こういう理解でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 権田都市計画課参事。

○権田晃明都市計画課参事 今、言われたのは既に修繕が終わっておりまして、今後そういったことが起きたときの備えとして、今回、予算をお願いするものでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款2項1目学校管理費、小学校管理事業、55ページ。

ここで、工事請負費を1億2,071万7千円を計上されておりますが、概要を見させていただきますと、作手小学校の排水管の敷設工事のことが載っております。

作手小学校は建設からそう年月を経てないわけでありますので、まさか配水管の敷設工事の中の修理ではないと理解しますが、なぜ今になって配水管を敷設しなくてはいけなかったか、そういうことを含めてお願いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 作手小学校排水管敷設工事につきましては、6月2日の台風2号時、小学校中庭の雨水が排水し切れず、校舎内に浸入する状況が発生しました。今後も同様の事象が発生することも想定されることから、今回、その対策を行うものです。

具体的には、小学校の中庭から運動場西側の側溝まで、つくで交流館との間に配水管約25メートルを埋設するものです。

工事費は約200万円を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 総額ですと、この1億3,000万円見ておるわけですが、200万円のものがあるということですが、ちなみに中庭から校庭、運動場へ抜ける場合、パイプを使うのかそれとも開水のU字溝で、これにグレーチング等をかぶして子どもたちの安全・安心を確保しながらいくのか、ちょっとその点だけ。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 パイプを埋設いたします。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみに、パイプの径は30パイカ、それを使うのか。それから、20メートルあると途中でエア抜きを入れなくてはいけないと思いますが、それも設計として入ってるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 パイプの径は200ミリを予定しております。途中、清掃できるような空気口みたいな点検口を2か所設けます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、引き続きお願いします。

○山口洋一委員 では、引き続きお願いをしたいと思います。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、資料61ページであります。

ここで、総額で6億2,900万円余のそれぞれ増加がありまして、内訳としては、受入施設改修工事が5億7,600万円、工事の修理業務委託が5,100万円、建築申請の手数料が130万円、それから登記委託が29万7千円となっております。それぞれ別紙に記載がありますが、これは、改めて今までの積算の中ではなくて、給食を受け入れる施設、要するに共同センターができました。そこから各小中学校へ配送します。そして、おおむね送り込

む車がこういう仕様の車なのでそれに合ったような受入れスペースをつくって、次ということで、丸っ切り受け入れる小中学校の設備を今回お願いする。それが総額6億円ということですのでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回補正予算をお願いするものは、現在の給食室を、共同調理場から運ばれる給食を受け入れる受入室へと改修する10校の工事に係る費用となります。

こちらは、既に予算をいただいて認めていただいております改修工事に着手、または着手準備中の学校以外の工事費を改めて計上させてもらっております。

初めに、手数料ですが、改修工事と併せて行う教室棟と給食室をつなぐ渡り廊下の工事に当たり必要となる建築確認申請手続費用の3校分並びに老朽化した小荷物専用昇降機の更新工事に当たり必要となる建築確認申請手続費用の3校分及び工事完了時に行う完了検査の手数料となります。

委託料及び改修工事につきましては、10校それぞれの工事の監理委託費用並びに10校の改修費用となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 子どもの児童生徒の数によってもそれぞれ配送のあれが違うと思うんですが、今、自身が思うに、例えば鳳来東小学校へ給食のできたものを運んでいくところへも、同じような受入れヤードというのかな、多分ショートボディのトラック行くと思うんですが、同じようなものが必要になってくるのか、そういうところにはゲート付きの、ゲートリフトのついたようなものでいくという手もあると思うんですが、そのようにしていくのか。片や千郷小学校のように600名ほどの子どもがいるところには、恐らくそういった受入れゲートで一々食缶を上げたり下げたり大変なので、受入れゲートとトラックがフラ

ットになる、そこを簡単にあのキャスターつきのもので送り込むというふうになると思うんですが、その辺は全部同じような条件で造ってしまおうと思ってみえるのか、今、言ったように、給食の食数の少ない学校と非常に多い学校、千郷だと何遍も申し上げますが、子どもの数プラス教職員の数ですとかかなりの数になります。そういったものと同じものを造ろうとしているのか、状況に応じて手を入れてなるべくコストのかからない方向へ持っていこうとしているのか、ちょっとその辺をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 受入室の状態は、今お話のありましたように、鳳来東のような小規模な小学校におきましては、ゲートつきのものなどの工事はいたしません。

それ以外につきましては、コンテナに食缶を詰めまして各学校にプラットフォームを設けまして、そこでトラックから下ろして、受入室に入れて、そこから配膳するという流れになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 それでは、10款5項1目保健体育総務費、学校給食費等支援事業、59ページ。

事業内容を伺う。

よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 事業内容につきましては、コロナ禍の中、電気・ガス、食料品などの物価が高騰している状況を鑑み、小中学生の保護者の負担を軽減するため、学校給食費または給食費相当額のうち1人1食当たり60円を上限に補助を行うものです。

対象となる児童生徒数はおおよそ3千人、対象期間は10月から3月までの6か月を予定

しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 内容を理解いたしました。

1つ、再質疑なんですけども、昨年の令和4年9月の定例会のときに出していただいた新型コロナウイルス対策事業の報償費としての取組があったかと思えますけども、そのときとの一番大きな違いについて伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 一番大きな違いは、昨年度については全額補助でありました。今回は、物価上昇分の一応20%相当額を見込みまして1食60円の補助というところが大きく違うところです。

○丸山隆弘委員長 鈴木長良委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

10款5項1目保健体育総務費、学校給食費等支援事業、59ページ。

1,847万円の内容を伺うということで、先ほど鈴木長良委員の話聞いて理解いたしましたので、再質疑からさせていただきたいと思えます。

1食60円の上昇分というふうな理解なんですけど、非常に少ないなと思えます。ほかの市町とか、豊橋とかはもう全額とかも含めて、蒲郡も含めて考えているんですけど、今回そういった大きな半額分とかそういった考えに至らなかったのか、この予算立てするときの過程の中で、そういう議論になってなかったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回の支援事業の財源につきましては、国のコロナの臨時交付金を財源としております。その財源のできる範囲の中で最大限の補助を行うということで検討してまいりました。

また、先ほど委員言われたように豊橋、蒲郡は9月まで無償化しておりますが、豊川や田原につきましては、豊川で言いますと小学校で25円、中学校で30円の補助ということで行っております。

各自治体それぞれ財政状況によって違いはありますが、今回は限りある財源の中で精いっぱい補助を行っていくということで検討させていただいたものです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、上昇分ということなので、支払う保護者から見れば、今までどおりというか上昇分のところだけ市が補填するものですから、今、支払ってる大体の学校給食費がそのまま引き続き支払うというようなイメージになるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 学校給食費の料金については、各学校ごとに決められておりますので、この60円の補助を、保護者からの負担は変えずに物価上昇分としてこの補助金を使うのか。それか給食費を60円減額するのかなというのは、一度学校とも話をしながら、今後進めていきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

燃料費も上がったり、飼料が上がったりとかいうことで物価も上昇しているというふうなところで、その分の20%の補助ということではあるんですけど、こちらのほうは今のところ、物価が下がっていけばいいかなと思うんですけど、今の状況としては、今後もこの事業を続けていく考えがあるのかどうか、そこら辺の検討を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回は、国のコロナの臨時交付金ということで財源を充てさせていただいておりますので、来年度以降、財源を確認しながら進めていきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。本当に非常に苦しい状況がありますので、やはりもう少し思い切った補助というか、状況を半額補助とか全額補助ということをやっていたきたいなと思っておりますが、要望にいたします。

次の10款5項4目の質疑に引き続き入らせていただきます。学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、61ページになります。

1番目で、6億2,937万1千円の内容を伺います。

2点目は受入施設改修工事費用や改修工事監理業務委託料の増加とありますが、当初の見込みよりもどのぐらい増加しているのか伺うということで通告させていただきましたが、1番目の内容については、山口委員の質疑でおおよそ聞けたので、まず2番でお聞きいたします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 それでは、2番目の質疑です。

受入室の改修につきましては、その設計が完了したのから順に予算計上をさせていただいております。

今回お願いする補正予算につきましては、既に予算を認めていただき、改修工事に着手したもの、もしくは、準備中の学校を除いた10校に係る費用となりますので、これまでの工事費の増額ではなく新規計上となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、新規のものだということではありますが、こちらの改築工事の監理委託料の増加というふうな理由の記載があったと思いますが、この増加という意味というのはどういったものなのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 増加と表記がございますが、実際には、新規に10校、工事を始めるに当たりまして、工事の監理をお願いする10校分の工事監理業務委託料となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、新規の増加というふうな記載なのかなと思っておりますが、それでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員の御指摘のとおり、新規でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ここで、当初の予算の費用の想定と、あと実際に今回予算を上げるときに、今いろんな物価高とかそういった人手不足で管理者がいないとか、そういう中で予算が増えているというような状況があったのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 当初予算の段階では、今回お願いする工事費並びに工事監理費の要求はしてございませんので、当初と比較する数字は持ち合わせておりませんので、今回の数字が改めて出てきた数字となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今回10校で、ほかにはもう予算立てしてるということで、大体、トータルで今、幾らぐらい、大体分かったら伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 すいません。その数字は今、集計してございませんので、今回の10校分が6億2,937万1千円となり、ほかの学校は既に予算で認めていただいております5校となりますので、残りが新城小学校と鳳来寺小学校が今、設計を進めておりますので、その分の合算となりますが、全体の数字としては、現在持ち合わせておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出10款1項3目教育指導費、適応指導教室推進事業、53ページです。

あすなる教室の移転先、活動ごとの利用施設、利用方法などは。

お伺いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 青年の家の閉鎖に伴うあすなる教室の移転先につきましては、昨年度から公共施設や民間施設をはじめ、様々な移転先候補地を比較検討してきた中で、機能面、予算面など総合的に判断した結果、新城市宇中野にあるおひさまステップ2階を移転先とし、移転に向けた準備を進めているところです。

活動ごとの利用施設並びに利用方法につきましては、午前中の学習タイムは、おひさまステップ2階をパーティションで区切るなどして、子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整え、実施します。また、午後の交流タイムにつきましては、新城有教館高校の武道場と新城市商工会館大研修室を併用して活動する予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 幾つかお伺いします。

この契約なんですけど、いわゆるステップさんの間借りということになるのか、それとも、2階だけは別で家主さんと契約するのか、このあたりどうなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 あすなるで契約はしますが、おひさまステップさんの厚意によって、半分使ってもいいよというような形をお願いして使う形になると思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、実際に家賃というのかそういうのは、おひさまにお支払いするという形になるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 家主さんに払うことになります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、あそこはいわゆるステップさんというのか、子いづみやさんの持物ということなんですか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 すいません。即答できません。確認しておきます。

○丸山隆弘委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 家主さんが子いづみやさんとは違う家主さんがみえますので、子いづみやさん自体も、その家主さんから今、契約でお借りになっております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、家主さんがいらして、そこから子いづみやさんがお借りして、その一部をあすなる教室として間借りするというのか、そういう形になるんですか。

○丸山隆弘委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 あすなる部分は、市が家主さんからお借りするという形になります。

子いづみやさんから借りるのではなくて、家主さんから2階部分は市がお借りするという形になります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。別々の契約ということになるんですね、分かりました。

もう1つお聞きしますけど、以前、青年の家を使ってみえたときは何教室かあったような気がしますけど、今回、2階部分をパーティションで区切って学習室として使うということだったんですが、その際、教員数というんですか、そこに関わる人とか、あと児童は何名ぐらいを想定しているのか、収容できるものなのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 あすなるに関わる

職員ですが、室長、副室長、それから2名の支援員が常時支援をしています。それに加えて、ボランティアみたいな形で事業をやりにきたり、それから何か制作物の手伝いをしてくれる、そんな協力してくれる方もいます。

それから、人数に関してですが、現在、今年度は既に18名が在籍しております。この休み明け9月、10月頃から、例年増えてきますので、まだ増えるかもしれないという状況であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、全員そろうとかかなりの人数が入ることなんですけど、全員そろってしまうと、何名になります、23名ぐらいに、23名以上になってしまうということで大丈夫なんですかね、部屋は。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 登録は18名なんですけど、なかなか全員が一同にそろうということはありません。

ただ、このあすなる教室なんですけど、非常に新城市の場合は出席率が高い、常時8人とかは出席しているような状況であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 常時8人ぐらいの児童生徒が見えて、プラス教員等々がいらっしゃるというようなことで大丈夫だろうというようなことだと思います。

では、次にお聞きしたいのが、事業内容等、何か今までと変わるのかということをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 特別大きく変わるようなことはなく、これまでの支援を充実させていくつもりであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、次に、先ほど交流

タイムとして、商工会の3階とあとは新城有教館高校の武道場を使われるということなんですけど、実際にボールを使った大きな動きというのは今まで体育館使ってたけどできないですよ。

そうすると、商工会の3階とその武道場を使ってどのような事業を行う予定か、お分かりでしたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 新城有教館高校の武道場では、変わらずボール運動も可能です。

それから、商工会館の大研修室ですが、こちらはその状況に応じて体を動かさず、鬼ごっこをしたり、それから、それぞれ体動かす活動はできますので、そんなことでやっていくつもりです。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 もう1つ、登下校の方法ですね、今までは保護者が送ってきてというような形だったんですが、どのような方法を考えてみえるのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 これまでも、中学生、自力で登校できるものは自力で登校してもいいですよ、注意して登校してくださいという方法でした。

今後も、町なかで非常に便のいいところあります。自力で登校できる児童生徒は自力で。小学生は難しいと思いますので、保護者をお願いしてという形になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうすると、その登校時間ですね、8時台前半だと、新城有教館生と重なるとかそのあたりは、特に配慮とかはしてないんですかね、どうなんでしょう。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 高校生と同じ時間になって危険が増すとか、そういったことはあまり考えられないので、今のところは全然、

特別な配慮は考えておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 あと、通学する際の電車を使ったりしたときの補助とかはどうなるんでしょうかね。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 それに関しても、電車利用の児童生徒がいるのかいないのかということも含めて、今後の検討材料だと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、今後引っ越しされたりいろいろとされると思うんですけども、スケジュールが分かれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 スタートは来年度4月からですが、賃貸契約3月からしております。3月に入ったところで徐々に引っ越し、新しい備品を入れて、準備を整えてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 10款5項3目学校保健費、学校プール運営事業、61ページです。

こちらの委託内容、よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 委託内容につきましては、東郷中学校のプール設備が故障し、それに係る修繕費用が多額となることが予測されるため、令和5年3月に策定した小中学校の水泳授業及び学校プール施設のあり方基本方針に沿って、プールの修繕を行わず、水泳授業を民間施設へ委託し実施するものです。

授業時間数は、屋内プールを利用し、10月から12月にかけて、2時限を1回として4回実施する予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 こちらは、いわゆる民間のスポーツクラブのスイミングスクールに多分子どもたちが行くという形になると思うんですけども、これ今回たまたま東郷中が、施設修繕が必要になってきたからということなんですけれども、それがなかったら別に多分やらなかったというか、普通に学校で夏に授業をやっていたという形になるんですか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そもそも、自校でプール授業をしようと思って準備している最中に漏水が発生したという状況です。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 市内スポーツクラブ1個しかないと思うんですけども、これ委託先というのはもうそこで最初から検討はないという形ですかね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 市内には、1つの施設しかありませんので、そこをお願いをしていくことになるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 内容理解しました。

ということは、今、東郷中は、この段階でプールの授業を夏やらずにカリキュラムを回してきた、そういうことですかね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そういうことです。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それによる学習指導要領の変更を余儀なくされたと思うんですけども、他校と同じようなバランスでしっかり授業を担保できるということは間違いなくてよろしいですかね。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 民間施設に委託しますが、委託の業務内容の1つに、水泳指導として、小学校学習指導要領解説体育編、中



学校学習指導要領解説体育編及び水泳指導の手引きを基本として行うような委託の契約になっておりますので、そこについては問題ないかと考えております。

○丸山隆弘委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業、61ページ。

6億2,937万1千円の各学校の内訳と受入れ施設の課題について伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 6億2,937万1千円の内訳につきましては、山口委員に答弁したとおりです。

課題としましては、共同調理場の工事と並行いたしまして受入室の改修工事が短期間に多数集中しますので、工事が滞ることのないようにするため、様々な調整事項が多く発生してくることで。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 確認ですが、先ほどの中で、現在受入れの工事を行っている以外の10校に係る新規計上の予算というわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの中で課題と、私聞いたんですが、この点についてちょっとずつ伺います。

御存じかと思いますが、全国の給食で今問題になってるホーユーという会社が破綻していますが、これは経営がやっぱり苦しいということで、物価高の影響があると思うんです。かかるこの予算が出されておりますが、今後もう少し上がってくとかそういう心配があるんですけど、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員、工事費の

関係ですね。

○山田辰也委員 そうです、工事費ね。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委託につきましては、9月の時点で業務が完了しておりますので、直近の見積り等々で予算を算出しておりますので、ないとは断言できませんができるだけないような感じで工事を進めていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 できるだけという言葉が多分来ると思ったんですが、受入口のことで少しお聞きしたいんですけど、実際の受入口については、私も見てきたりしたんですが、ここに入る車で一番大きな車というのは2トンの給食を運ぶ車だと思うんですけど、2トン車でしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現時点で想定しておりますのは、2トンのショートボディのトラックとなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね、大体2トンというと、幅が2.2メートルですね、それにバックミラーが左右ついてるもんですから、実際はプラス60センチぐらいで、3メートル近くになるんですよ。

それで、以前浅尾委員からの鳳来寺小学校の入り口が狭いのではないかという話もあつたんですが、入る各学校の進入経路については、これは問題ないという認識でしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 設計事務所と現場は立ち会って、寸法も全て測っておりますので、問題ないという認識でおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 設計事務所とかそういう計算上分かるんですが、では、後ろにはゲートがついてますね、1.5メートルぐらいのゲートが。ですから、もう少し現場で、実際はどのようなところか見てきてほしいんですけど、実際の車両の状態とかいうのまでは、打合せはしてないということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 車両を用いての実証はしてございませんが、設計事務所が各学校に出向いて、現地で状況を確認した上で設計となりますので、問題はないと認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね、人任せだということもあるんですが、新規で造るところも何かSの字を書いて入るバックでというようなところがあったもんですから、実際は計算上ではなくて、本当大変なところもあると思うんです。

それで、今回、東陽小学校に自分の車でこの前行ったんですが、私の車、2メートルでミラーがついてる状態で2.6メートル、この2トン車だと3メートル近くあるんです。それで東陽小学校の角も狭いですし、上がっていくところに坂があったんですね。その坂の勾配とか、入っていくところの形状とか、ガードレールがないとかいうのは確認されておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現場の方は周辺も含めまして、現地踏査をしております。また、現在でも、各学校に牛乳をトラックを用いて配送を日々行っておりますので、進入経路につきましては大丈夫かと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その牛乳を運んでいくのもこれと同じ大きさだということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 トラックというのは一度見かけたことがございますが、2トンのショートのボディーだったと記憶しております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私が心配したのは、東陽小学校の坂のところにガードレールがなくて、そこを上がっていくと、大変狭かったんですね。そこで、ここで向きが変えられるかという疑問点が今、残って質疑してるんですが、大幅に、長さでいうと6メートル近くなる2トン車、中で本当に向きが変えられるか、計算上は向きが変えられるんです、誰でも。ですけど、結構かなり厳しいじゃないかと思ったんですが、それと冬にあの坂のところを上がるのに滑ったりしないかという心配もありますし、ガードレールがなくてちょっと脱輪したときに困るのではないかというんですけど、周辺整備についても、この予算とは違うんですが、確認をされたという、先ほどのことは、そういうことなんですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 受入室に改修する学校を、現場を見ていく中で進入経路をどうするかということも含めまして、各学校ごとにいろんなパターンを考えましたが、今回の状況となっております。

ですので、周辺整備を今回の予算ではするわけではございませんが、現状の状態を受入室へトラックが進入することについて支障はないと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑を終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、第1表歳出の質疑に入ります。

質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、第1表歳出、11款1項、農林施設災害復旧費、5ページです。

1、補正の理由は。

2、各地域の災害地の復旧に当たり、その後に見つかった災害地の対応について伺います。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 農林施設災害復旧費のうち、農地農業用施設に係る災害復旧費につきましては、6月2日から3日にかけての豪雨により被災した農地農業用施設の復旧を行うものでございます。

6月追加補正予算要求後において、被害報告が提出されたもの及び既に被害報告があったものの6月追加補正予算要求後に現場確認、事業費算定をしたものについて、復旧に要する費用の増額補正をお願いするものでございます。

続きましては、その後見つかった災害地ということで、発見が遅れました被災箇所につきましては、既に御報告をいただいている被災箇所と同様、現地確認を行い、緊急性、必要性等を勘案して検討した上で最適な事業により対応をまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課参事。

○藤原一宏森林課参事 それでは、続きまして森林課から林業施設分について説明をさせていただきます。

初めに、補正予算の理由についてですが、農林施設災害復旧費のうち、林業施設に係る災害復旧費につきましては、6月2日、3日の台風2号の影響により被災した林道の復旧を行うもので、6月追加補正後に現地確認の実施や被害報告があったものについて必要な費用の増額補正をお願いするものであります。

次に、各地域の災害地の復旧に当たり、その後に見つかった災害地の対応についてでございますが、新たに見つかった被災箇所につ

きましても、既に復旧を完了している箇所と同様に現地確認を行い、緊急性、必要性を勘案した上で、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 うちのほうでも、災害復旧が進んで、区長さんたちも喜んでおります。

6月の2号の台風ですが、まだまだ大きな雨が降ってきて崩れるところも増えると思うんですが、災害復旧に当たって、やっぱり連絡を受けてるところは、地域の区長さんとかそのあたりだと思うんですけど、林道及び農地を全部そういうところからの連絡が密にできてるといえるのでしょうか、そういう認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 内藤農業課参事。

○内藤徳之農業課参事 被害報告につきましては、区長さんからもいただいておりますが、直接農業者の方、林業者からもお受けをいただいております。

○丸山隆弘委員長 藤原森林課参事。

○藤原一宏森林課参事 林道等につきましても、区長さんからの連絡、また地域の方からの連絡等いただいております、そちらとの連絡を取って順次進めていこうと考えておるところであります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次に行きます。

第1表11款2項公共土木施設災害復旧費、5ページ。

1、補正の理由は。

2、各地域の災害地の復旧に当たり、その後に見つかった災害地の対応について伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木土木課長。

○鈴木金也土木課長 1点目の補正の理由ですけれども、公共土木施設災害復旧費につきましては、6月2日から3日にかけての豪雨により被災した道路、河川などの公共施設の復

旧を行うものです。

6月追加補正予算要求後において、新たに被害が発見された33か所について、復旧に要する費用の増額補正をお願いするものです。

2点目のその後に見つかった災害地の対応ということですが、新たに発見された被災箇所につきましては、既に対応している被災箇所と同様、現地確認を行い、緊急性、必要性等を勘案し、作業班で対応できるものにつきましては対応し、工事発注が必要なものにつきましては今回予算計上させていただき、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第1表歳出の質疑を終了します。

次に、第3表債務負担行為補正の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従って質疑をさせていただきます。

第3表の債務負担行為補正（追加）、共同調理場警備業務委託料です。

1,020万5千円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回、債務負担をお願いする警備業務委託ですが、共同調理場の供用開始に合わせて、建物入口、職員事務室及び委託業者事務室の機械警備等を行うものです。

警備委託期間は令和6年7月から令和11年6月末までの5年間を予定しております。

なお、機械警備に必要な機器等の設置工事につきましては、配線などの関係で本体工事と並行して進める必要がございますので、

令和5年度中に業者を決定し契約したいため、債務負担をお願いするものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この機械警備をするものということのかかる費用だということに理解をいたしました。

この警備業務というのは、当初から想定されていたものなんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こちらにつきましては、当初の想定の中には必要性は感じておりましたが、タイミング的に今回の債務負担をお願いする形となりました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 明確には想定はされてなかったということに理解をいたしました。

こちらの金額の内訳を教えてください。例えば、月額基本料幾らだとか、委託料の月額幾らだとか、そういったのがあれば教えてください。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委託の内容ですが、防犯警備及び防火警備並びに防犯カメラの建物周辺の警備を考えております。

また、金額につきましては、月額基本料13万7,060円、設置工事費が176万6,000円を月数の60で割り返しますと約3万3,000円となりますので、その2つを足しました委託料月額で17万60円となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 センター化すると警備だけでも月17万円も新たにかかるんだということに、本当に、私としてはちょっともったいないと思います。

今の自校方式の状況や各学校でこのような警備委託というのはかかっているんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 学校施設全体に警備、セキュリティーはかけてあります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 月額17万円以上してるということでしょうか。学校給食の警備というの  
はされてるんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今、額は手持ち資料がありませんので分かりませんが、その給食室に特化したわけではなくて、学校施設全体のセキュリティーということで委託をかけております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういふことで言いますと、学校全体の管理の中に、自校方式の場合は関わってるということに理解いたしました。今回の共同調理場は、またそこから離れますので、新たに警備がここにかかるということに理解をいたしました。

こちらは、本当にまたお金がかかるということで、非常にさつきも言いましたけどもつたないなと思います。

こちら、5年契約ということで、令和11年までやるということだと思ふんですが、その後もまたずっと警備が継続されていこうと今現在考えているのかどうかというのが1点と、あとこちらは入札とかそういったことにかけていこうと今、計画しているのか、その2点お伺いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 期間はまず5年間ですが、その後も引き続き警備は行っていく予定です。

また、入札等で業者を選定する予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第三表債務負担行為補正の質疑を終了します。

以上で、第131号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は、第131号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第7号）に反対の立場で討論いたします。

以下、2点の点で反対します。

新城市では、20年以上続けてきた新城ラリーが中止になってしまったことは非常に悲しいことです。これは長い付き合いの中で、相手方の希望とか立場を考えずにきたことなんです。これは市の反省点と改善点を考慮していれば、このようなことにならなかったと私は感じています。全て、これは市長のやる気がない、職務怠慢だと私は思っています。一部の市民から、これではトンビに油揚げだという声がありました。市民も泣いていると思います。市長の情熱不足がこういうことの結果を生んだと思います。

もう1つは、受入れヤードの点です。先ほどの答弁の中でも、打合せ上は机の上ではできているが実際はやっていないということです。運転をして、実際行ってみれば分かるように、決められたところにちゃんと車が入るように造ってあるかもしれませんが、余裕がない点では、私は理解できるところがまだ不足していると思います。また、雪が降ったときの道路の状況とか、もし脱輪をするようなことがあったら、これは給食が届かなくなってしまうのでは、そういうふうに危惧しています。

物価高の中で、現在の予算で本当にできるか非常に不安だと私は思い、この議案に対して反対といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありません

か。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第131号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第7号）につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民、事業所等に対する支援や台風2号に伴う各種災害復旧等に要する経費を計上したほか、当初予算編成後に生じた事情により、早期に取り組む必要が生じた事業を行うために編成した予算であり、いずれも必要不可欠な予算であると認識をしております。

先ほど反対理由として、新城ラリー中止に伴う減額、ゼロに減額という件に対しては、その新城ラリー存続に向けての市側の職務怠慢だというようなお言葉がありました。これは市側にとっても、本当に寝耳に水ではありませんが、突然の中止報告であり、なかなかそれ以前に何か打診があったかどうかという部分では、本当に突然の申入れだったと理解をしております。

また、もう1点、学校給食施設改築事業につきましては、1部の学校の内容によっては不備な点、不安な点があるということですが、基本的にはこの学校給食施設改築事業につきましては、速やかに進めていかなければ子どもたちへの学校給食が提供できない事態に陥るということがありますので、当然そういう不安や不明な点がありましたら、今後しっかりと明確にさせていただいて、しっかりと事業を進めていただく必要があると考え、賛成討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は、第131号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第7号）に反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、質疑で分かったのは、地域一体型ガストロノミーツーリズムの負担金が合格しなかったから下げたんだということでしたが、いつも当局のほうでも慎重審議をお願いしますと、議会のほうに言って予算を出しているわけですから、やっぱりまず予算が確定してから出すということをしなければ、私たち6月議会、一生懸命必死になって、いいか悪いか決めた時間ももったいないところもありますので、そこはしっかり予算計上が確実化したときに、出していただきたいと思えます。それは、双方労力を使っていますので、そこはよろしくお願ひしたいと思うところが1点あります。

あと、新城ラリーもやはり反省点ないという形で、寝耳に水だということも答弁でありましたが、20年間やってきておりますから、毎年、課題とか反省点というのを洗い出して、来年どうしようということ話し合っていると、やっぱりそういったこと「10キロないね」ということは、この20年間やってきても業界から話があったと思えます。救急医療もどうするかとかそういった話もあったと思えます。そういった検討があったはずなのに、そういったことがなされずに今回急なお断りという形になったことは本当にもったいないと思えますし、やはりそこには反省や課題あるはずだと思っております。そういうところが見えないので、反対したいと思います。

あとは、学校給食に係るものとしては、警備費が1,020万円、余分にまた月17万円かかるということで、自校方式であったらこういったお金かからなかったわけですから、そういったお金があるんだったら、給食調理員の人に17万円分補助するとかそういったことも考えられると思っております。

あとは、高速バス事業についてのお金も補助金が足りないということで、620万円出すということですので、ほとんど乗っていない

バスですので、破綻してると思います。そう  
いったお金があれば、Sバスを充実、またオ  
ンデマンドバスを充実させるための予算に振  
り向けることのほうが、市民の皆さんの満足  
につながると考えて、反対いたします。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありません  
か。

〔発言する者なし〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第131号議案を採決します。

賛否両論がありましたので、起立により採  
決をいたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛  
成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○丸山隆弘委員長** 起立多数と認めます。

よって、第131号議案は原案のとおり可決  
すべきものと決定をいたしました。

次に、第132号議案 令和5年度新城市国  
民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
を議題とします。

これより、質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませ  
んので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第132号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって第132号議案は原案のとおり可決す  
べきものと決定しました。

次に、第133号議案 令和5年度新城市後  
期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を  
議題とします。

これより、質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませ  
んので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第133号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第133号議案は原案のとおり可決  
すべきものと決定しました。

次に、第134号議案 令和5年度新城市宅  
地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議  
題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

**○山口洋一委員** ただいま議題となりました  
第134号議案 令和5年度新城市宅地造成事  
業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出1款1項1目一般管理費、宅地販売促  
進事業、資料11ページであります。

修繕に至った経緯と修繕の詳細について、  
お伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 平作手総合支所地域課長。

**○平 亘弘作手総合支所地域課長** 修繕に至  
った経緯につきましては、6月2日の台風2  
号により、豪雨の後、タイコヤシキ周辺を確  
認したところ、タイコヤシキ南側の排水路が  
土砂で埋もれており、隣地へ土砂や雨水が流  
出していたことが確認できました。

同じような大雨が発生するとタイコヤシキ  
南側の排水路が機能せず、隣地に影響を及ぼ  
すおそれがあるため、排水路の修繕に至った  
ものです。

修繕の詳細につきましては、南側排水路  
211メートルを浚渫し、タイコヤシキの雨水

の流れを正常化するものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 宅地造成費の本年度の当初予算を見させていただきますと、この宅地造成事業は、どことどのものを事業として進めているのか、まず、その原点からお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 平作手地域課長。

○平 亘弘作手総合支所地域課長 宅地造成事業は、このタイコヤシキと作手にあります長者平団地、あと新城のサンヒル新城でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 タイコヤシキを含んでいるということで確認をしました。

では、今回の当該の費用については、額の問題は別としても、財源を一般会計としております。当該事業においては、諸収入ということで、年間に205万2千円の雑収入があるということですが、この諸収入の内訳は、ちなみにお伺いします。

○丸山隆弘委員長 平作手地域課長。

○平 亘弘作手総合支所地域課長 収入につきましては、住宅地に住む方の共益費となっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そうしますと、サンヒルと長者平団地とタイコヤシキとありますが、サンヒルは1区画残ってますし、長者平は残ってます。そして、タイコヤシキは完売をしとるわけですが、205万2千円、それぞれ共益費が入ってくるということですが、その共益費で対応できることはできなかったのか。その点をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 平作手地域課長。

○平 亘弘作手総合支所地域課長 共益費につきましては、主に下水と言いますか浄化槽の保守管理に充てておりまして、そのほかの費用については対応しておりません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 浄化槽と言われましたけども、浄化槽を歳出で今度は見ていくわけですが、歳出のほとんどは償還金の財源だけですよね。

今おっしゃるように、タイコヤシキ、サンヒル、長者平団地の保守管理をする中で、浄化槽の点検費用だとか、浄化槽の汚泥くみ取りだとかそういうものは入っていないのですか。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員にお尋ねしますが、この財源の根拠、修繕費の。通告がそういう中身はそのように整理されてると思うんですが、どここのところ。

○山口洋一委員 あくまでも40万7千円の歳出が一般財源であった。したがって、ここには205万2千円の諸収入を持っている。

それを今、答弁していただくと、それは3施設のそれぞれ浄化槽等々の費用に充てているという答弁であったので、おかしくないの。例えば、例えばですよ、長者平団地は合併浄化槽でしょ。合併浄化槽を個人が負担してますよね、全部、汚泥引き抜きから定期的な点検から、でしょ。タイコヤシキもそうでしょう。

それは、公共の下水的なものであるならば、例えば、市街化区域内における公共の下水を見るために費用要りますよと。それは、集めた共益費から払っていきますよということなんですが、今、答弁がおかしいのではないですか。

だから、そういうものも含めて、地域の環境であるとか、災害に備えて諸収入を賄っていくというなら、だけど、今回、毎年の流れの中で、急遽事故が起きたからこれを一般財源で手当したよと言うなら分かりますが、浄化槽のお金に使うというだけではおかしくないの。

いいですか、先ほど第131号議案で、浅尾委員から、議案の提案者からは慎重審議をして御承認、認めてくださいって言ったでしょ。



なら、我々はいろんな資料を見ながら、慎重に質疑をし、質疑をすることがいつまでもいつまでも長いことやって時間が過ぎて困るよねという人も見えるとは思いますが、審議をして、それで、俗に言う御決定を賜りたいというから決定してるんですよ。

だから、こういうように唐突にポンと出して、金額の大小は別ですよ。40万7千円であろうが4億円であろうが、そのはっきりとしたところがないからいけないし、例えばここでいう宅地造成助成事業だって2,800万円、売れなきゃ商売にならないですよ。もう半年たって、9月になって1つも売れてないのに、こういうものだけは堂々と補正予算として提案してくる。それがどうかなということなんですよ。

タイコヤシキが困ってるからこれあえて否定はしませんよ、しませんが、提案の仕方、それから、税金を使う手法、これについてしっかりとしてほしいということ言ってるんですよ。

だから、簡単に40万7千円、金額が少ないからいいだろうでは困るという意味合いから質疑をして、質疑内容これ簡単ですよ、これしか聞いてませんから。でも、その深い深い深掘りしたところからいくと、そういうことはないの、これは市の全般にも及ぶことなんですよ。別に、平さんだけが悪いのではない。これは市の体質が悪いと思います。

ですので、205万2千円をどういうふうに使って、ところが、それは、この部分とこの部分に充ててしまうと足らなくなってしまうから、一般財源を使わせてもらって、40万7千円の手当をして緊急対応したよということはおく分かっておりますが、今、答弁からいくと、残念なことに浄化槽を手当するって言われてましたので、ちょっとその点だけ確認しました。

浄化槽だったら、そんな手当する必要ないわけでしょ。合併浄化槽、僕だって個人で全

部やってますよ。それが、そういうとこだけは恩典があるんだったら、恩典があるってことだったら、どんどん売れて完売してるわけでしょ。

**○丸山隆弘委員長** 山口委員、質疑のポイントですけれども、今、答えていただいたような中身を、御認識を改めて確認をするというところでもよろしいですかね。いいですか。

平作手地域課長、いいですか。

財源支出の根拠も含めて、また、先ほど山口委員がいろいろ説明していただいたことの認識をしっかりと受け止めて、そのように今後対処していきたいというような思いなのかどうか、それも含めて御認識をちょっとざっと述べてもらえればと思うんですが。

平作手地域課長。

**○平 亘弘作手総合支所地域課長** 財源についてもしっかり確認をして対応していきたいと思います。

**○丸山隆弘委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

第134号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第134号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認めます。

よって、第134号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第135号議案 令和5年度新城市海老財産区特別会計補正予算（第1号）を議題

とします。

これより、質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

**○山口洋一委員** ただいま議題となりました第135号議案 令和5年度新城市海老財産区特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出2款1項1目財産管理費、財産管理費、11ページであります。

災害の内容と復旧費用の額について。

2点目、財産区の基金を取り崩して復旧費負担金とした経緯。この負担の割合も含めての御答弁をいただきたいと思います。

**○丸山隆弘委員長** 野澤資産管理課長。

**○野澤尚史資産管理課長** 1点目の災害の内容になりますが、令和5年6月2日の台風第2号により、海老松下地内の山林法面が崩落し、崩土が民間所有地及び倉庫裏手へ流入したものです。

具体的には、幅約5メートル、高さ約10メートルののり面崩落です。

復旧費用の額につきましては、要求額255万9千円です。具体的には、応急的な復旧工事で、崩土除去処分、土留め柵工、のり面養生工が主な内容です。なお、のり面の本格的補修については、愛知県に治山事業の要望を提出しています。

2点目、財産区の基金を崩し復旧費負担金とした経緯になりますが、被災現場への早急な対応及び予想される降雨・台風による被害の拡大の可能性並びに被害箇所隣接する市道への影響も危惧されたため、市が応急的な復旧工事を実施し、財産区特別会計では当初予算内では予算確保できなかったため、財産区の基金を取り崩して市が実施する復旧工事に負担金として支出する旨を海老財産区管理会に確認後、市が工事を発注したものです。

よって、市の発注した工事に対する復旧費負担金としたものです。

最後に、負担割合ですが100%になります。以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 状況は把握しました。

しかし、基金を取り崩したというところだけがちょっと苦になるんです。

地方自治法第294条で基金云々の話があると思うんですが、本来基金というのは福祉系に使っていくというのが本来の財産区管理基金の決まりだと思いますが、認識が間違ってるのでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 野澤資産管理課長。

**○野澤尚史資産管理課長** 基金については、財産を有効に活用するために基金に積立てをしまして、その利息等を増やしておるところに当たります。

福祉費に使うことももちろんですが、財産区の財産の管理にも使えるものだと認識をしております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 基本的には、基金取崩しはそれぞれ財産管理会の中の管理会のメンバーの福祉費に充当していくというのが本来であると思いますし、これを基金充当する場合は、その関係住民の99.9%以上の賛同を得ていくというのも多分1つのルールの中であるのかなと思っております。

今回の基金を取り崩して喫緊の課題である崩落の作業をした、崩土除去をしたということですが、これ本来、土木事業、もしくは林務関係の事業で行っていく。当面、そういった治山の関係の資金が対応できないのであれば、予備費を使ってまずは緊急の処置をし、その後、治山の形の中で進めていくということには、なぜできなかったのか。

海老財産区の管理委員さんとの協議の中では、御理解を得たということではあります。そういったことは考えられなかったのかどうか、お伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 野澤資産管理課長。

**○野澤尚史資産管理課長** 海老財産区の予算

の予備費等の充用なんですけれども、当初予算で上げておいた予備費では今回の金額を確保することができませんでした。

基金を見ますと、こういった災害や福祉費のために基金の積立てをしておるという面もありましたので、内容を財産区の管理会に確認し、今回の補正として上げさせていただいた次第です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ごめんなさい。海老財産区の予備費という表現で御理解をいただいたようではありますが、実は私が申し上げた予備費というのは、一般会計本体全体で予備費を持っておりますが、それを利用してはどうかということであったわけでありませぬ。

そのようなことを庁内で協議をされて、できることならば、それぞれ財産区の持つてる基金というのは、昨日今日に生まれたものではありませんので、長い長い時代を経て、地域の方が汗水垂らして管理してきたものに対する果実として基金が造成されたと理解しておりますので、そういった意味での予備費であったので、そのことを検討されたか。

それを検討された結果、今のとちよっと難しいよね、だから、海老財産区の管理会さんをお願いをして何とかありませんかということ調整されたのかという意味合いのことです。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 今回の負担金の部分につきましては、海老財産区所有の土地の部分に該当します。会計のほうが一般会計と異なっておりますので、海老財産区所有の土地の分、負担金については海老財産区で負担するべきであろうというところから、予算の相談をいたしまして、最終的に基金を取り崩してそのお金を使って復旧費の負担金として要求させていただくものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そうしますと、海老財産区には固有財産として山林が3万1,826平米あると思うんです。

これは、新城市長名義ではなくて海老財産区という、いけば、人格のない法人というのかそういうことで登記されてる、こういうことでよろしいんですか。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 財産区の財産自体は、名義としてはそれぞれの財産区ごとに財産管理者として新城市長が所有者としております。その管理等の委託をしておるのが、海老財産区管理会になるわけですが、いわゆる市の新城市長と海老財産区の財産管理者、新城市長とはまた別の人格のものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 何か納得ができない部分もありますが。

例えばですよ、現在の財産区の中で、合併したときに、急遽財産区を作って合併した財産区もあるということは御存じだと思いますが、例えば、その財産区が山林が、今回と同じような事象が発生した場合は、基金持ってませんよね、あんまり。それでもやるんですか、財産区のお金で、でしょう。

偶然、ここの財産区さんは、残高がある程度、今回取り崩して補填をしようと、負担金として出していただいたお金は、基金の1割相当額ぐらいであったので、基金はあったんですが、基金がないとこはどうするんですか。そこなんですよ。

だから、基金を簡単に取り崩したことがいがかかなということを知っているんです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、いいですか、一般的な災害の受入れ方というか、そこんこでいいですか。質疑からまたちよっと違うけど、答えていただけますか。

○山口洋一委員 基金の取り崩しの。

○丸山隆弘委員長 分かりました。

野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 財産区の基金等の関係ですけど、運営については、以前、平成31年度までに、一度その財産区の在り方の検討というのを数年にわたってしていただきまして、そのときに、今後、財産区として運営していくか、例えば、地元の認可地縁団体を作ってそちらに財産を移して地元として運営していくか。あとは全て、市のほうに無償譲渡するかというふうな選択を各財産区で考えて、方向性を決めていただいた経緯がございます。

そのときに、かなり小さい財産区については、そこで財産区としての運営をしていかないというふうな道を取った財産区もありますので、今現在、確かに財産区によって、資金というか基金等々含めて大きい小さいというのはありますけれども、まずは各財産区でそれぞれ運営をしていくといった道を選んでいただきましたので、管理会でまずは運営方法を検討していただくといった形で対応していきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

第135号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第135号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第135号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

以上で本委員会に付託されました議案のうち、補正予算案件5議案の審査が終了しましたので、本日はこれまでにとどめることいたします。

以上で本日の予算・決算委員会を散会します。

次回の委員会は、19日午前9時から再開します。

閉 会 午後4時22分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘